公表日：令和３年(2021年) ７月16日

令和元年度北海道包括外部監査の結果に基づき講じた措置

【特定のテーマ：北海道における子どもの貧困対策及び児童虐待防止対策に関する財務、事務の執行について】

	改善を要する事項	講じた措置
第２章　第５節　子どもの貧困対策に関する監査結果について		
第２　ひとり親家庭等医療給付事業費補助金		
意見	【事務指導検査の実施先自治体の選定基準について】 「北海道医療給付事業事務指導検査要領」の規定によると、事務指導検査を実施しない自治体について、前年度の指導結果及び最近の事務処理状況等を勘案するとされているものの、後者についての具体的な検証方法が定められていない。少なくとも自治体への聞き取りやごく少ないサンプル数での資料の閲覧等により最近の事務処理状況が前回の事務指導検査時と比べ大幅に変更がないことの確認を行うべきであり、その具体的な方法について規定すべきである。 また、検査要領において、事務指導検査を行わなくてよい年度数や、所管する自治体のうち最低限事務指導検査を行うべき自治体数等について、具体的に規定すべきである。	北海道医療給付事業事務指導検査要領において、指導検査を実施しない場合も別記第３号様式（その２）の「医療給付事務指導検査調書」の提出を求め、書面検査を行うほか、前年度の指導結果及び最近の事務処理状況等を勘案し、検査を行わなくてもよい年度数を具体的に１年とする改正を行いました。
意見	【事務指導検査の実施結果の評価について】 事務指導検査では「北海道医療給付事業事務指導検査要領」別記第３号様式（その２）「事務指導検査調書」に従って検査すべき項目について「適」「否」を判定している。しかし、「否」となった場合や、その他検査の実施過程において検出された事項が生じた場合に、それらの重要性の程度を数値化するルールは「北海道医療給付事業事務指導検査要領」には特段設けられていない。このため、事務指導検査の実施により主な問題点や指導事項は検出されているものの、それらの重要性の程度が数値化等されず、客観的な評価は困難である。検査要領において一定のルールを設定し、自治体の事務処理状況を数値的に評価して、これを目安として事務処理の改善につなげられる方法を検討すべきである。	北海道医療給付事業事務指導検査要領において、改善を要する事項の数値化は困難ですが、「補助金上、多大な不利益や損失等が生じるような事務処理誤り、失念、漏れ、事務の遅滞」などについては、重要性が高いことから、検査要領に具体的に記載し、早期の改善を図るように取扱いを定めました。 また、前年度に各保健所で実施した指導検査結果を取りまとめたもののうち、特に報告が多かった指導事項については、令和３年度以降、重点検査確認事項として各保健所に通知することとしました。
第３　母子父子寡婦福祉対策費		
指摘	【事業実績報告書の正確な記載】 データの集計は、ＰＤＣＡによる事業評価の根幹をなす作業であって、かかる集計に過誤があると適切な事業評価が著しく困難となることは明らかである。よって、事業実績報告書における実績集計については、要綱の規定どおりに集計するよう、総合振興局等に周知徹底すべきである。また、集計の誤りや理解の不一致がないかどうかを、毎年度精査すべきである。	各（総合）振興局に要綱の規定どおり集計するよう通知するとともに、各（総合）振興局から報告された実績報告に集計の誤り等がないか精査しました。今後も、毎年度精査に努めます。
意見	【金額を含めた適切な償還業務実績の把握】 償還業務については、償還額の報告は必須の事項と認められるのであるから、償還の業務と、それによる効果は、件数だけでなく、金額でも把握できるよう、実績報告書の書式を改定すべきである。また、償還業務の把握は、訪問による効果だけでなく、電話や書面による督促等の効果についても把握できるよう、要綱の規定を改定すべきである。	母子福祉資金等償還促進協力員設置要綱を改正し、電話及び書面等による催告業務の効果も記載することとしたほか、催告の効果について、件数だけでなく、金額でも把握できるよう様式を改めました。
意見	【事業実績の把握とＰＤＣＡに基づく検討】 毎年度総合振興局等から提出される事業実績報告書に基づき、各総合振興局等の償還業務の正確な実績を把握した上で、ＰＤＣＡの見地から検討を行い、償還協力員の業務実態を正確に把握し、償還業務の適正さの確認や、今後の償還業務の効率化へ活かす取組を進めるべきである。	毎年度、事業実績報告により督促等の効果を見極め、分析を行うとともに、必要に応じて各（総合）振興局にヒアリングを行うこととし、把握した実態により償還業務の進め方について指導を行うなどして償還業務の適正化や効率化の取組を進めました。
意見	【償還協力員の本来業務】 要綱上、償還協力員が福祉貸付金等の債権管理業務等に従事することは許容されているものと考えられるが、他方で、償還協力員について「母子福祉、父子福祉及び寡婦福祉の増進に必要な熱意を有する者をもって充てなければならない」との規定を置いて配置された経緯を踏まえれば、償還協力員の本来業務は、債権管理業務ではなく、あくまでも償還業務であると考えられる。 よって、道は、償還協力員について、本来の業務である貸付金の償還のための業務を主たる業務として従事できるよう、償還協力員の業務環境を整理し、改善すべきである。	各（総合）振興局に対し、母子福祉資金等償還促進協力員の業務実態に関するヒアリングを行い、償還業務に集中できる業務分担となるよう業務内容を整理しました。
意見	【マニュアルの作成】 徴収漏れを最大限に防止し、また、償還手続きの均一性、確実性及び公平性を確保するため、償還協力員の償還業務については、全道統一のマニュアル等を直ちに作成し、償還漏れの防止、償還基準の統一化に取り組むべきである。	北海道母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事務取扱要領を改正し、償還に係る手続きや基準を明確化しました。
指摘	【償還協力員の超過勤務について】 償還協力員は、勤務時間が定められている特別職の非常勤職員であり、所定時間外労働やその場合の超過勤務手当が予定されていないものであるから、総合振興局等において、その償還協力員に、所定の勤務時間を超過するような労働をさせるべきではない。	各（総合）振興局に対し、母子福祉資金等償還促進協力員に所定の勤務時間を超過して労働させないこと、正職員である子ども子育て支援係長及び担当者が母子福祉資金等償還協力員の業務のサポートや進捗管理を行うようテレビ会議で指導しました。
第４　ひとり親家庭等生活支援事業費補助金		
指摘	【家庭生活支援員派遣事業におけるコーディネーターの配置について】 平成３０年度において本事業が実施された市町村のうち、千歳市、北広島市、石狩市、帯広市においてはコーディネーターが配置されていない。なお、文書照会結果によれば、帯広市においては、市職員あるいは委託先事業者の職員が家庭生活支援員の派遣の調整等を実施しているとのことである。 道要綱によれば、家庭生活支援員の派遣の調整等のため、コーディネーターを配置するものとされている。家庭生活支援員の円滑な派遣や、利用者の利便性の向上のために、コーディネーターの果たす役割は重要である。 道においては、本事業の実績報告を確認するに際し、道要綱に基づくコーディネーター等の配置等、事業内容の要綱適合性につき、把握し、指導すべきである。	事業実施市町村に対し、道要綱に基づき適正に事業を実施するよう指導し、申請時及び実績報告提出時にコーディネーターの配置等について確認することとしました。 なお、指摘のあった市については、令和元年度事業の実績報告時及び令和２年度の申請時にコーディネーターの配置を確認しました。

	改善を要する事項	講じた措置
指摘	【生活向上事業におけるコーディネーターの配置について】 平成３０年度において本事業が実施されたのは苫小牧市、天塩町、北見市であり、いずれも委託団体によって実施されている。 このうち、苫小牧市には管理者が配置されていない。 また、天塩町には、コーディネーター及び管理者が配置されていない。 北見市には、コーディネーター及び管理者が配置されていない。 道要綱によれば、本事業の実施に際し、コーディネーター及び管理者を配置するものとされている。 道においては、本事業の実績報告を確認するに際し、道要綱に基づくコーディネーター等の配置等、事業内容の要綱適合性につき、把握し、指導すべきである。	事業実施市町村に対し、道要綱に基づき適正に事業を実施するよう指導し、申請時及び実績報告提出時にコーディネーター及び管理者の配置等について確認することとしました。 なお、指摘のあった市町については、令和元年度事業の実績報告時及び令和２年度の申請時にコーディネーター等の配置を確認しました。
第５　母子父子寡婦福祉資金貸付金		
意見	【債権回収及び管理を担当する人員数について】 母子福祉資金貸付金の未収入額を振興局等別に比較すると、最大の釧路総合振興局の２６３，０１４千円に対し最少の檜山振興局で１０，２５７千円と、２５．６倍の差がある。また、滞納者の人数では、最多の釧路総合振興局の１，２６９名に対して最少の宗谷総合振興局で３９名と３２．５倍の差がある。このような業務量の差にも関わらず母子福祉資金等償還促進協力員は各振興局等に１名ずつの配置となっており、業務量と人員数は明らかにアンバランスである。業務量の大きい総合振興局等には、債権回収及び管理の業務量に応じて必要な人員数を適正に配置すべきである。	従前より業務量が多い振興局には専任職員を配置し、業務量が少ない振興局は母子・父子自立支援員や家庭相談員と兼務しているところですが、今般、改めて各（総合）振興局に対し償還促進協力員の業務実態に関するヒアリングを行い、業務量を勘案した配置となっていることを確認しました。
意見	【債権回収及び管理を担当する人員配置の再検討について】 母子福祉資金等償還促進協力員については、いずれの総合振興局等においても他の職務（家庭相談員・自立支援員）との兼務が行われている。債務者に対する支援（寄り添い）と回収促進（取り立て）という業務ジレンマを生ずる兼務態様は望ましい業務形態とは言えないのであって、収入未済の解消・縮減策を検討する上では、協力員を回収のみに当たる職員として専属配置してよりきめ細かい回収業務を行うことが望ましい。従って、現状発生している多額の不納欠損額の減少幅の目標あるいは見込みを設定し、追加的コストとしてかかることになる協力員の人件費の増加とを比較検討して、専任と兼務のいずれを選択するのかを含めた人員配置を再検討すべきである。 また、本事業については、貸付の判断から外部委託を含めた回収や督促に至るまで高度な法的・政策判断的要素が多分に含まれることや、予算規模及び貸付金残高が非常に多額になっている状況等に鑑みると、貸付金の残高や回収・延滞状況等の管理については、非常勤である協力員に任せるのではなく、債権管理や、協力員への訪問・督促等の指示、外部へ回収を委託すべき債権の決定等の業務を行う正職員を配置すべきである。	債務者に対する支援と回収促進は、いずれも重要な業務であり、全振興局に母子・父子自立支援員等及び母子福祉資金等償還促進協力員を配置することが望ましいですが、人口が少なく相談及び償還に係る業務量が少ない振興局については、業務量を勘案し、これらの職務を兼務させています。 また、これらの職員のほか、正職員である子ども子育て支援係長及び担当者を配置しているため、回収、債権の管理は、正職員のマネジメントの下、業務を行えるよう改めて指導します。
意見	【債権回収及び管理に関する具体的な指針やマニュアルの整備について】 延滞程度に応じた債権回収及び管理の対応方法については定型的に確定して、各振興局等の間で統一的な対応を行うことが必要であり、それらに関する具体的な指針やマニュアルを早急に整備すべきである。	北海道母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事務取扱要領を改正し、滞納者に対する指導方法や回収を委託する債権の範囲などについて明記しました。
指摘	【「北海道母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事務取扱要領」の規定の誤りについて】 「北海道母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事務取扱要領」の「第１０　徴収停止　３　債権放棄」の規定において、「徴収停止後、概ね３年を経過しても債務者の資産状況等が変わらない場合は、第１０の２（５）による債権放棄を検討すること。ただし、３年を経過する前に、債権の消滅時効が完成した場合は、第１０の２（２）による債権放棄とすること。」の規定については、参照する規定の番号が誤っているので訂正する必要がある。	北海道母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事務取扱要領を改正し、参照する規定の番号誤りを修正しました。
意見	【債権管理に係るシステムの利用について】 債権管理の効率性、均一性、平等性等の観点から、延滞状況についての情報提供が可能なシステムへの改修もしくはシステムに登録されたデータの加工ツールの開発等を行い、延滞の統計情報を整備するなど、少なくとも年１回の催告以外の平時における延滞管理の具体的方法を整備し運用すべきである。	母子福祉資金等貸付償還システムを改修し、短期的な滞納者の情報を抽出する機能を搭載しました。
指摘	【不納欠損の実態把握について】 現存している記録から遡及できる範囲内での資金種類別、発生要因別、地域別などの不納欠損の実態把握、過年度からの推移の分析等を行い、その結果に基づいて、債権回収の方法及び今後の貸付時の審査方法の在り方を再検討することは有意義であると考えられる。従って、不納欠損の年度別実績及び一定期間の累計額の情報や、最近年度の不納欠損の状況として、償還免除、消滅時効、債権放棄といった類型別の過年度・現年度別の内訳額、債権回収委託額及び回収額の振興局別内訳などの情報を集計し保存すべきである。	北海道母子・父子・寡婦福祉資金貸付事務取扱要領を改正し、不納欠損の原因を類型別に集計できるよう、様式を改めました。 また、債権回収委託額及び回収額の実績把握については、振興局別の分析が可能なデータを既に保有しています。
第６　子どもの居場所づくり推進事業費		
指摘	【支出の内訳の確認】 要綱上、本事業による補助金の交付申請及び実績報告の資料は、支出の内訳を記載するように規定されていない。また、申請にあたり、事業費の根拠資料の徴求も行われていない。 そのため、事業実績書や事業精算書等においては、「委託費」等の概括的な記載で計上することが許されてしまっており、これらの提出書類のみでは、実際の具体的な支出内容が確認できない。よって、「委託費」等で概括的に記載されている申請について、適正支出であるという検証が困難となっていた。 したがって、事業実績書及び事業精算書の形式を再検討し、事業費の具体的内容が分かる形式にするとともに、その根拠資料の徴求も求めるよう運用を改善すべきである。	本事業は、平成30年度で終了してますが、今後、同様の事業を実施する際には、委託による執行を認めている場合であっても、事業費の具体的内容を確認できる書類の添付を求めることとします。

改善を要する事項		講じた措置
意見	【事業の必要性判断】 子どもの居場所づくりの重要性に鑑み、本事業の継続、または目的を同じくする新規事業への切り替え等について、利用者のニーズその他の諸事情を踏まえ、道自身による実施を含め、改めて事業の続行・再開の可能性について再検討を行うべきである。また、事業の廃止や継続にかかる政策決定や検討のプロセスに関しては、後に検証が可能となるよう、記録を残すべきである。	子どもの居場所づくりに関しては、平成30年及び令和元年に実施した子どもの居場所に関する実態調査で把握した課題等を踏まえ、令和２年度から子どもの居場所の運営者や開設希望者を対象とした研修や、設置の少ない地域や課題を抱える運営者に対するコーディネーターの派遣及び電話相談などを行う事業を実施しております。 また、道の予算事業については、毎年度の予算要求及び議会議論を経て決定していますが、予算要求の検討内容等については、記録を残すよう努めます。
第８　児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費		
意見	【事業対象者が本事業を直接認知可能となるような広報の工夫】 現状、本事業の利用実人数は年間で多くても１０名程度と極めて少人数にとどまっている。本事業における貸付については、広範な免除要件が設定されており、本事業の対象者にとって有用な制度であるから、本事業の対象者に対して広範かつ公平に利用の機会が確保されるべきである。かかる観点からすれば、施設にパンフレットを配布するなど、本事業の対象者が直接的に本事業を認知する機会が増えるよう、（道自身が実施するか道が道社協と協議の上で道社協が実施するかを問わず）本事業の広報の在り方を検討・工夫すべきである。	令和３年３月に道社協が本事業にかかるパンフレットを作成し、同年４月から施設等に配布し、広報することとしました。
意見	【道社協が作成する貸付計画書について実態をふまえた協議の必要性】 道は、社会福祉法人北海道社会福祉協議会が作成する本事業の貸付計画書が想定される実態に即して作成されるよう指導すべきであり、また、既に作成された貸付計画書の計画内容が実態とかけ離れている場合には、計画の見直しも含めて道社協と協議を行うべきである。 なお、貸付計画書を道社協に再提出させる際には、道要領１３⑴の記載に合致するよう、「貸付見込人数」についても記載したものを提出させるべきである。	貸付計画の見直しについて、道社協と協議し、令和３年３月に、道社協から貸付見込人数を記載した貸付計画書の再提出を受けました。
第９　北海道児童養護施設退所者等自立生活援助事業（社会的養護自立支援事業費　就学者自立生活援助事業費）		
指摘	【道の要綱の規定の正確性について】 いうまでもなく、要綱は事業を実施するにあたっての根拠となるものであり、本要綱は予算規模で２００万円近い事業の支出根拠となっている。かかる規定の整合性、正確性、合規性は業務以前の問題であるから、速やかに道実施要綱の修正をすべきである。また、今後、新たな事業に関し、複数の国の要綱に基づき、１つの道の要綱等を規定する際には、体裁の整えについては、格別の留意を要することも付言する。	当該規定について修正し、道実施要綱を改正しました。
意見	【支援担当者会議の開催】 支援コーディネーターは生活相談支援担当者も構成員とされる支援担当者会議を開催することとなっており（委託業務処理要領２⑵）、継続支援計画に基づく支援内容等を就労相談支援担当職員に指示することになっていることから（委託業務処理要領２⑶⑤）、会議開催の必要性を都度検討の上、必要性が認められる場合には、電話連絡等にとどまらず、実際に会議を開催すべきである。	支援コーディネーターと打合せを行い、必要性に応じて支援担当者会議を開催するよう指示し、令和２年度から、要綱に基づき支援担当者会議を開催しています。
第１０　母子・父子自立支援員設置費		
指摘	【自立支援員の要件として「原則として３０歳以上の女性であること」と規定されていることについて】 母子・父子自立支援員設置要綱３要件⑶及び母子・父子自立支援員服務要領第２「身分及び性格」の３⑶における「原則として３０歳以上の女性であること。」という規定について、労働者の募集と採用に当たって、年齢制限を設けることを禁止する雇用対策法第１０条、及び性別を理由とする差別を禁止する雇用機会均等法第５条に抵触するので、削除若しくは改正すべきである。	設置要綱及び服務要領の改正を行い、当該規定を削除しました。
指摘	【記録の作成について】 １　母子世帯等原簿（第１号様式）を作成していない１２の総合振興局等においては、母子世帯等原簿（第１号様式）を作成すべきである。 ２　相談カード（第２号様式）を作成していない７つの総合振興局等においては、相談カード（第２号様式）を作成すべきである。 ３　職務日誌（第３号様式）を作成していない１０の総合振興局等においては、職務日誌（第３号様式）を作成すべきである。 ４　母子・父子自立支援員服務要領第５の１に規定する「依頼状（第４号様式）も備え、処理する時は社会福祉課長の決裁を受けること。」との条項については、例えば依頼状（第４号様式）の書式を変更するなどの対応をすべきである。 ５　同じケースを引き続いて相談を行う場合は、「第２号様式の２」を使用して記録し、相談カード（第２号様式）に添付の上保存することは履践すべきである。 ６　相談指導結果報告書（第５号様式、月報）を作成していない１１の総合振興局等においては、相談指導結果報告書（第５号様式、月報）を作成すべきである。 ７　相談指導結果報告書（第５号様式、年度報）を作成していない２つの総合振興局等においては、相談指導結果報告書（第５号様式、年度報）を作成すべきである。	各（総合）振興局に対し、「母子世帯等原簿」（第１号様式）、「相談カード」（第２号様式、第２号様式の２）、「職務日誌」（第３号様式）及び「相談指導結果報告書」（第５号様式、月報及び年度報）を作成するようテレビ会議で指導し、その作成を確認しました。 また、「依頼状」（第４号様式）については、要綱改正を行い、社会福祉課長を差出人とする様式にしました。
指摘	【報告の実施について】 １　自立支援員は、相談カード、職務日誌を備え、処理した場合には、必ず担当課長へ報告しなければならない。 ２　自立支援員が、毎月、相談指導結果報告書（第５号様式、月報）を社会福祉課長へ報告していない１０の総合振興局等においては、相談指導結果報告書（第５号様式、月報）を社会福祉課長へ報告すべきである。 ３　自立支援員が、毎年、相談指導結果報告書（第５号様式、年度報）を社会福祉課長へ報告していない（無回答も含め）３つの総合振興局等においては、相談指導結果報告書（第５号様式、年度報）を社会福祉課長へ報告すべきである。	各（総合）振興局に対し、「相談カード」、「職務日誌」及び「相談指導結果報告書」（月報、年度報）を作成した際は、社会福祉課長に報告するようテレビ会議で指導し、報告について確認しました。

改善を要する事項		講じた措置
意見	【相談指導業務の活性化について】 本事業については、指摘事項⑵⑶で述べたとおり、全ての総合振興局等において、記録作成の面、担当課長への報告の面で改善することはもとより、自立支援員の本来的職務である母子家庭等の相談、指導等の業務を活性化する必要がある。 具体的には、各総合振興局等においては、本事業をもっと道民全体に知らしめるように広報活動を効果的に行い、母子家庭等からの相談件数を増加させるように努めるべきである。	母子・父子自立支援員が様々な悩みごとの相談に応じることや各種支援などを盛り込んだ「ひとり親子育て応援リーフレット」を作成し、広く道民に周知するため、市町村のひとり親支援担当窓口のほか、コンビニや金融機関等にリーフレットを配置しました。
意見	【自立支援員の兼務について】 本来、自立支援員に求められる役割は、母子家庭等に寄り添った相談、指導等であり、貸付金の申請業務、償還業務及び管理業務は、自立支援員に求められる役割とは相反する側面がある（特に、償還業務については、取立・回収の促進という面があり、業務ジレンマを生ずる）。 また、第５の母子父子寡婦福祉資金貸付金事業のところで述べたとおり、同貸付金事業における貸付金の管理業務については、その業務の性質上、正規職員が担うべきものであり、非常勤職員である自立支援員に兼務させることは適当ではない（せいぜい、貸付金申請業務を補佐する業務が限度といえる）。 よって、自立支援員に貸付金の申請業務、償還業務及び管理業務を兼務させるべきではなく、仮に兼務させるとしても貸付金の申請業務の補佐業務にとどめるべきである。	母子父子寡婦福祉資金については、ひとり親家庭等の総合的自立支援策の一つとして捉え、母子・父子自立支援員が、貸付けに関する相談・指導に当たるものとされており、貸付金の申請業務、償還業務及び管理業務は、母子・父子自立支援員の本来業務と密接に関係するものであると考えています。 また、これらの貸付金業務については、正職員である子ども子育て支援係長及び担当者と分担して行っているものです。
意見	【家庭訪問による相談について】 各総合振興局等においては、母子・父子自立支援員服務要領にしたがって家庭訪問による相談を実施すべきである。 また、各総合振興局等においては、家庭訪問による相談を行えることを広報するべきである。具体的には、ＨＰや広報誌等において、家庭訪問による相談を紹介すること、また相談希望者からの電話による相談の問い合わせの段階で、家庭訪問による相談の必要性の有無を探っていくことなどが考えられる。	母子・父子自立支援員の家庭訪問による相談対応については、これまでも必要に応じて実施しています。 今後は、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえながら、ホームページや広報誌等を活用し、家庭訪問による相談の実施について周知します。
第１１　児童扶養手当支給費		
指摘	【消滅時効期間経過後の速やかな不納欠損処理】 児童扶養手当の過払金返還債権につき、本監査中に、公債権の消滅時効期間（５年）を経過しているにもかかわらず、不納欠損処理されないまま文書・電話での催告を行っている案件が認められた。 上記事実の発見後、適切に不納欠損処理が行われるに至ったが、今後についても、消滅時効期間が満了した過払金返還債権の催告が行われないよう、消滅時効期間経過後は速やかに不納欠損処理すべきである。	令和２年３月、消滅時効期間満了済みの債権について、不納欠損処理を行いました。 今後についても、消滅時効期間経過後は速やかに不納欠損処理を行います。
第１２　北海道母子寡婦福祉連合会補助金		
意見	【補助事業の有効性評価について】 道は、「北海道母子福祉センター」に対する補助事業の有効性に関して、同センターによる母子家庭等への生活、住宅、養育、就業等の各種の相談対応、母子家庭等への生活及び生業等の指導、及び、母子家庭等への食事や宿泊施設の提供並びに研修室等の貸出、その他母子家庭等への福祉のための便宜の提供など、公共性の高い事業がより適切に実施され、母子家庭等の利便が高まっているかどうかの観点から評価を実施し、補助金はこの評価に基づき交付すべきである。また、この評価の結果により、「北海道母子福祉センター」が補助金に見合って高い公共性を発揮することができるように道は指導を行うべきである。この評価プロセスの結果、助成の効果が十分でないと判断される場合は、現状の一定額の補助金交付を見直すことを含め、補助事業の有効性自体を再検討すべきである。	補助事業の有効性については、事業実績報告書の審査及び現地調査により成果を確認し、適正と判断して補助金を交付しています。 引き続き、必要に応じて、効果的な事業実施について指導します。
指摘	【補助金交付先からの財務諸表等の入手について】 道は、社会福祉法人北海道母子寡婦福祉連合会から最終的に確定した決算に係る財務諸表等を入手していない。しかし、「社会福祉法人の助成に関する条例」第４条により、社会福祉法人が助成を受けようとするときは、申請書に財産目録、貸借対照表及び収支計算書を添付しなければならないとされていることから、現状はこの規定に違反している。従って、道は、財務諸表等を毎期徴求する必要がある。また、「補助事業等実績報告書」（保福第１の２８号様式）に添付されている「事業精算書」（保福第１－３１号様式）が最終的に確定した決算と相違していないことを、入手した財務諸表等と照合して確認すべきである。	令和２年４月に平成30年度分、令和２年５月に令和元年度分の財産目録、貸借対照表及び収支計算書の提出を受け、事業精算書との相違がないことを確認しました。
指摘	【消費税等仕入控除税額の金額等の報告の入手について】 過去、社会福祉法人北海道母子寡婦福祉連合会から知事に対する補助金に係る消費税等仕入控除税額の金額等の報告が行われていないにも関わらず、道はこの報告を求め、「当該金額」の返還が必要か否かを検討していない。道は、「北海道母子寡婦福祉連合会運営事業費補助金交付要綱」所定の「別記様式」の提出により、消費税等仕入控除税額の金額等の報告を法人に求めるべきである。	令和２年３月に平成３０年度分、令和２年６月に令和元年度分の補助金に係る消費税仕入控除税額等の報告について別記様式の提出を受け、補助金の返還は生じないことを確認しました。
第１３　母子家庭等自立支援給付金支給等事業費		
意見	【支給要件等の確認方法について】 要綱で規定されている過去の受給や趣旨を同じくする他の給付の受給といった支給要件等については、申請者本人の申告のみに頼るのではなく、資料の提出や、関係各所に対する照会を行うなど、できる限り客観的な根拠に基づいて確認するべきである。	個人情報であるため、関係機関からの情報提供を受けられないケースもありますが、本人に資料提出を求めるなど、可能な限り客観的な根拠に基づいて確認を行うよう努めます。
意見	【要綱に従った手続きの履践について】 要綱で規定されている申請期間の例外についての運用が、恣意的に行われている可能性が否定できないことから、要綱で規定されている申請期間の順守を徹底し、例外である「やむを得ない場合」についての解釈は、担当者の恣意によらない統一的な運用とすべきである。	要綱で規定されている申請期間の順守を徹底するとともに、「やむを得ない場合」については災害など本人の責めに帰さないものとし、「やむを得ない場合」として取り扱う場合は、決定書にその理由を明記することとしました。

	改善を要する事項	講じた措置
指摘	【補助金支出先の決定過程について】 ６億１２８０万円もの高額の補助金の一括支給であり、かつ、年間７２０万円の事務費の取り崩しが認められる補助金であることに鑑みれば、本補助金の支出にかかる支出先の決定の過程に関しては、合理的理由を後に検証できるよう、記録を残しておくべきであった。今後、同様の高額の補助金の一括支給や事務費の取り崩しが認められる補助金の支出先の選定の際には、決定の過程を必ず記録に残すべきである。	今後、同様の高額の補助金の一括支給や事務費の取り崩しが認められる補助金の補助対象事業者の決定に当たっては、事業者選定の経過を決定書に記録します。
指摘	【貸付辞退のみなし規定について】 規定されている期間を徒過した必要書類の提出を認めている運用は形式的には実施要綱違反であるが、そもそもの規定に合理性があるものとは認められないのであって、実施要綱の不合理性を運用によって解消させている状況にある。 よって、道は、実施要綱第７の２の１４日の期間制限規定の見直しを早急に行い、現実の必要性と許容性を踏まえた適切な期間に設定し直すべきである。	期間制限や貸付辞退のみなし規定を見直し、申請者の状況を踏まえた内容に改正しました。
意見	【当然免除の判断についての指導監督】 当然免除は、条件が成就した時点で認められるものであるから、条件成就前に当然免除の貸付であるとして実績をカウントするべきではない。道母連は、実施要綱どおりの条件が成就した時点で当然免除としてカウントする運用に改めるべきであり、道は、道母連に対し、実施要綱の規定に従った実績の把握を行うよう、指導監督すべきである。	道母連は、当然免除の趣旨を正しく理解していますが、この監査のために作成した様式の記載に当たり、記載方法を誤ったものです。 引き続き、実施要綱の規定に従った事業実施について指導します。
指摘	【申請可能期間の明示】 実施要綱上、明文での申請の期限が規定されていないため、申請可能期間が不明確となっているから、実施要綱と運用の平仄を合わせるべく、要綱に申請可能な期間を明示するべきである。	実施要綱を改正し、申請可能な期間を明示しました。
指摘	【所定の書類の作成と提出】 道は、道母連に対して、実施要綱及び運営要領で規定されている貸付事業決算書、貸付事務費支出額内訳書及び毎年度の貸付計画書の作成と提出を徹底させるべきである。	令和２年度に貸付事業計画書、貸付事務費支出額内訳書及び貸付計画書の提出を受けました。 今後も、法人に対して、貸付事業計画書等の作成及び提出を徹底させます。
指摘	【運営要領上認められていない経費への支出について】 運営要領上認められていない経費への支出については、原則として認めるべきではない。合理的理由により認める必要がある場合には、適切な手続きを履践するべきである。	公租公課は本事業の対象経費としていませんが、平成２９年度の消費税の支払いは、貸付原資としての一時的かつ高額な補助金の交付にあたり発生したものであることから、例外的に認めたものであり、今後、例外的支出を認める場合は、合理的理由などについて適切な手続きにより判断するとともに、経過が後に検証できるよう、その判断過程について決定書に記載します。
第１４　母子家庭等就業・自立支援センター事業費		
意見	【センターの平日夜間、土日祝日の対応について】 道実施要領第１の３のア（ア）ｆにおいて、就業相談の実施に当たっての留意事項の一つとして、託児コーナーの設置や平日夜間や土日祝日に応じること等、母子家庭の母等の生活実態やニーズ等をふまえて相談業務を実施することとされている。しかし、６箇所のセンターのうち、定期的に平日夜間に開所しているところはなく、また、土日に開所しているセンターは２箇所（道南圏及びオホーツク圏）であり、その他のセンターは、必要に応じて、または事前申込により開所している状況であった。しかし、事前申込や必要に応じての開所については、一定の理解はできるところではあるが、センターを利用したことがない母子家庭の母等にとっては、事前の申込等自体が相談の障壁になりかねない。 この点、上記道実施要領においては、平日夜間や土日祝日の相談対応については、留意事項とされているにとどまるが、本事業は委託契約を締結している事業であるところ、上記２⑴オ(ｲ)のとおり、委託先の選考基準の一つに、「③平日夜間や土日祝日にも相談に応じられる体制を有していること」が明記されている。道は、委託先法人の開所時間、曜日等を確認し、必要に応じて指導是正を促すべきである。 なお、平成２２年行政監査においても、平日夜間や土日祝日の相談対応が実施されていない実情が指摘されている。	ひとり親家庭の親の利便性を考慮すると、平日夜間や土日祝日に職員を常駐することが効果的ですが、就業相談員（相談担当）及び就業促進員（企業訪問担当）の２名分の人件費しか措置できないことから、４か所のセンターでは事前申し込みによる開所を行っています。 更に効果的な事業の実施方法について、今後も委託先法人と検討を行っていきます。
意見	【インターネットを通じた情報提供について】 本事業の特性から、平日夜間や土日祝日の相談対応体制を維持することは重要であり、委託先の選定基準にもなっているところ、道としては、各センターのホームページの記載等も確認した上で、本事業の実施に当たって望ましい表現となっているか等について検討すると共に、特に、乳幼児がいる母子家庭の母等にとっては、情報収集手段として、インターネットが有用であることからも、ホームページの適切な更新がなされているか等についても検討し、必要に応じて指導是正を促すべきである。 また、道は、ＳＮＳ利用の効果を検証の上、有用な場合には、広報活動の観点からも、ＳＮＳの積極的な活用を検討するよう、各センターに指導していくべきである。	ホームページの更新が滞っていたセンターに対して指導し、更新されたことを確認しました。 また、ＳＮＳの活用については、担当者会議の場において、既に活用を行っている十勝圏センターの事例を紹介するなどとして、他のセンターにも活用の検討を行うよう指導していきます。
意見	【センターの人員要件について】 急な職員の退職等、センターの人員要件がやむなく充足されなくなった場合には、道において、各センターに速やかな書面での報告を求めるべきである。また、仮に、欠員により、人件費返納事由が生じ実際に返納された際に、委託先法人の別職員が本事業の業務を担当する場合など実質的な代替人員が補填されているような場合には、人件費の支給を検討すべきである。	職員の急な退職等のやむを得ない事情により、センターの人員要件を充足されなくなった場合は、速やかに書面で報告するよう通知しました。 また、急な欠員により委託先法人の別の職員が本事業の業務を担当するなど、実質的な代替職員が補填される場合は、その欠員分の人件費により代替職員の人件費を支給できるよう検討を行っています。
指摘	【「講習会」と「セミナー」に関する報告について】 委託業務要領上、各センターで「講習会」の最低実施回数が決められていることから、道において委託業務処理要領の遵守を確認するにあたり、セミナーと講習会を区分しない様式の「実績表」を用いることは妥当でなく、是正すべきである。また、業務の均一性、効率性の観点からも、全センターに統一した実績表を用いる必要性が認められる。さらに、道は、各センターに対し、「講習会」と「セミナー」の区分について説明し、「事業活動計画」において、業務処理要領違背の運用が確認された場合には、運用の是正を求めるなど適切な指導をするべきである。	本来、委託業務処理要領についても、実施要領と同様、講習会とセミナーとを合わせて「就業支援講習会等」とすべきであったことから、令和２年度の委託事業においては、委託業務処理要領についても「就業支援講習会等」と記載しました。 また、セミナーと講習会について区分して報告できるよう、実績表の様式を改正しました。

改善を要する事項		講じた措置
第１６　生活困窮者自立支援事業費（本監査の対象は、同事業内の学習支援事業）		
意見	【事業利用者数等の実態に即した予算額・委託料額の確定の必要性】 本事業の利用者数が継続的に少ない総合振興局等における予算額の減額や、本事業者の利用者数が継続的に多い総合振興局等における予算額の増額など、各総合振興局等間・事業者間において、利用者数等の本事業の実態と委託料の割合に関して不相当な差が生じないよう、予算額及び年度末に確定する委託料額を検討すべきである。	本事業の予算執行にあたっては、利用者数の多寡に関わらず、全ての振興局で利用希望に応じた速やかな支援が行えるような最低限のスタッフや施設等を備える必要があることを踏まえながらも、利用者数を勘案し、広域化を含めた効率的な執行について引き続き検討します。
意見	【広報手段の工夫及び各総合振興局等への周知徹底】 本事業の広報手段としては、パンフレット等の窓口配置やホームページでの案内にとどまらず、特に本事業の利用者数が少ない総合振興局等を中心として、（他の対象世帯への送付物がある際に同封する等）対象世帯に直接パンフレットを配布するなどして、対象世帯が直接的に本事業を認知できるような広報を行うべきである。 また、道本庁においても、上記のような広報の方法に関して、あらためて各総合振興局等に対して周知徹底すべきである。	令和２年２月１８日の「生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援事業推進会議」において、広報の方法について情報交換と周知を行いました。 その結果、各（総合）振興局及び受託事業者が、令和２年度に次の取組を行いました。 ・児童扶養手当全額受給世帯のうち支援対象者（小中高校生等）のいる世帯へチラシを送付するとともに、電話による事業案内を実施しました。 ・支援対象者（小中高校生等）のいる生活保護世帯にパンフレットを配布しました。 ・教育局へ依頼し、管内すべての教育委員会を通じて現場の教員へ周知しました。 ・管内全町村の教育委員会に対して、就学援助決定通知にパンフレットを同封し必要な世帯へ直接周知しました。
指摘	【処理成果報告書及び収支精算書の根拠資料の確認】 委託契約書に基づき受託事業者における支出の適切性を確認するため、受託事業者から毎年提出される処理成果報告書及び収支精算書について、その根拠資料は各総合振興局等において毎年確認すべきである。	令和２年２月１８日の「生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援事業推進会議」において、各（総合）振興局事業担当者に対し、受託事業者への実地検査の徹底について指導しました。 その結果、各（総合）振興局が令和２年４月に行った処理成果報告書及び収支精算書の確認において、現地へ赴き確認する、または根拠資料の郵送を受け確認するなどの改善が図られました。 引き続き、根拠資料の確認を適切に行います。
意見	【収支精算書記載の正確な収支額の確認ないし収支精算書の記載内容の指導】 本来であれば（本事業のみとしては赤字決算で受託事業者が持ち出しをしている事情がない限り）本事業の予算額と決算額が完全に一致することは考えにくいにもかかわらず、そのような事態が生じており、各総合振興局等において本事業に関する事業費を正確に把握できていないとも考えられる。 よって、各総合振興局等は、受託事業者から提出される収支精算書に本事業に関する正確な収支が記載されているかについて注意したうえで、本事業の決算額（受託事業者への委託料）を確定すべきである。また、本事業のみでは赤字決算となる受託事業者に対しては、実態を正しく反映した収支精算書を提出するよう指示すべきである。	令和２年２月１８日の「生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援事業推進会議」において、各（総合）振興局事業担当者に対し、受託事業者への実地検査の徹底や本事業に関する事業費の正確な把握について指導しました。 その結果、各（総合）振興局が令和２年４月に行った処理成果報告書及び収支精算書の確認において、法人負担額が記載された「収支精算書内訳」の提出を受けるなど改善が図られました。
第２章　第６節　教育庁における子どもの貧困対策関連事業について		
意見	【子どもの貧困対策における具体的施策について】 北海道総合教育大綱、北海道教育推進計画及び北海道子どもの貧困対策推進計画においては、子どもの貧困対策に関わる施策が掲げられている。他方で、子どもの貧困対策の取組みに関する学校現場における具体的な行動の指標となり得る具体的施策の策定には至っていない。 学校教育現場において、スクールソーシャルワーカーの活動によって、子どもの貧困に起因する問題への取組がなされた実例等が報告されているものの、いまだ学校教育現場において子どもの貧困に起因する問題への取組が十分になされているとはいいがたい状況である。 したがって、教育庁の施策において、学校現場における子どもの貧困に起因する問題への取組をより重点的に検討し、教職員の、貧困に起因する問題を抱える児童生徒への理解を一層深め、これらの児童生徒を孤立させないことや、就学に関する各種支援制度の周知をさらに進めることなど、より具体的な施策を定めた上で、取組を推進すべきである。	子どもの貧困は、様々な要因が複雑に重なり合って生じており、その対策を総合的に推進するため、知事部局や関係機関と連携・協力して、効果的な施策に取り組む必要があります。 北海道教育委員会では、低所得世帯の高校生の就学を支援する給付金や特別支援学校の幼児児童生徒の就学を支援する就学奨励費の支給、放課後子ども教室等による子どもの居場所づくり、スクールソーシャルワーカーの配置による相談体制の充実、小・中学校児童生徒の保護者への就学援助制度の周知のほか、教育、保健福祉、その他多様な支援団体等で構成する「地域ネットワーク会議」において、支援情報の共有などを行ってきたところです。 また、令和３年４月には、知事部局と連携し、子どもの貧困対策に関する経済的支援や教育的支援の内容などを取りまとめた資料を作成し、教職員及び保護者への周知を図ったところです。
意見	【スクールソーシャルワーカーの配置について】 北海道においては、スクールソーシャルワーカーの配置を希望した市町村ではスクールソーシャルワーカーの配置が実現している。他方で、国は平成３１年度末までに全ての中学校区ごとに１人のスクールソーシャルワーカーを配置することを目標としているところ、北海道における平成３０年度の配置状況（配置人数５９人）を前提とすれば、平成３１年度末までに全中学校区（全道の中学校数は５９７校）にスクールソーシャルワーカーを配置する目標への到達は見込み難い。 スクールソーシャルワーカーが恒常的に学校に存在することにより、子どもの異変により早く気付き、より迅速に、より適切な支援を行うことが可能になる。 したがって、スクールソーシャルワーカー活用の意義につき、さらに周知を進めることに加え、スクールソーシャルワーカーの配置をより一層推進すべきである。	事業の主旨や事例について分かりやすくまとめた教職員向けのリーフレットを作成し通知するとともに、校長会の会議においてリーフレットの活用を要請しました。 また、教職員の理解が進むよう、事例集の様式を変更し、令和２年度事例集として周知する予定です。 スクールソーシャルワーカー活用事業の委託市町村数は、令和２年度に１市増加して３７市町となり、道任用のスクールソーシャルワーカーの人数は、令和２年度に、委託市町村以外の学校への派遣がより一層可能となるよう、４名増やすなど、限られた予算の中ではありますが、配置の推進に努めています。

改善を要する事項		講じた措置
意見	【スクールソーシャルワーカーの任用及び子どもの貧困問題への取組の強化について】 教育庁からのヒアリングによれば、スクールソーシャルワーカーは非常勤職員として任用され、任用期間は１年以内かつ１会計年度を越えないものとされている（ただし、再任は可能であり、道教委スクールソーシャルワーカーは平成２９年以降、全員が継続して任用されている）。スクールソーシャルワーカーが、学校において、貧困問題を抱える子どもに対する実効的かつ継続的な働きかけや支援を行うためには、子どもを注意深く観察し、時間をかけて信頼関係を構築することが不可欠である。したがって、スクールソーシャルワーカーの意義や職務内容並びに任用状況を考慮すれば、スクールソーシャルワーカーの任用に際しては、正職員としての採用を検討することが望ましい。 また、スクールソーシャルワーカーは、今後、子どもの貧困に起因する問題が発生しているケースにおいて、より積極的に、各種支援機関との連携を軸とした支援の推進に取り組むべきである。	スクールソーシャルワーカーの任用については、国の方針を踏まえ検討し、令和２年度から会計年度任用職員として任用しており、制度上、複数年度契約は認められておりませんが、再任することは可能となっております。 また、スクールソーシャルワーカーガイドラインを改定し、関係機関等と連携して対応する具体的な事例を付加して、令和３年３月に通知しました。
意見	【スクールカウンセラーの配置について】 国は平成３１年度末までに全ての公立小中学校にスクールカウンセラーを配置することを目標としているところ、北海道における平成３０年度の配置状況（配置校数６５７校、２教育委員会）を前提とすれば、平成３１年度末までに全ての公立小中学校（１６４２校）にスクールカウンセラーを配置する目標への到達は見込み難い。 スクールカウンセラーの配置人数が増加し、スクールカウンセラーが子どもにとってより身近な存在となることによって、子どもの貧困に起因する子どもの異変を早期に発見し、早期に対応することが可能となる。 したがって、スクールカウンセラーの配置をより一層推進すべきである。	令和２年度の公立小・中学校（義務教育学校を含む。）配置率は８３．０％となるなど、限られた予算の中ではありますが、配置の推進に努めています。 なお、市町村が独自に配置しているスクールカウンセラーを加えると、配置率は９６．８％となります。
意見	【スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの連携による子どもの貧困問題への取組の強化について】 スクールカウンセラーはカウンセリング等を通じて、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決を支援する心理分野の専門家であり、スクールソーシャルワーカーは法律や各種の制度を活用することにより、家庭、学校、地域等の児童生徒を取り巻く環境の整備を行うことにより、児童の抱える問題の解決を支援する福祉の専門家である。 スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーは、それぞれに専門分野を異にする一方で、両者が連携した場合には、より多面的な視点から児童生徒の抱える問題にアプローチし、解決の糸口を探る活動が期待できる。今後、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとが連携を一層強化した上で、スクールカウンセラーにおいても、子どもの貧困に起因する問題により積極的に取り組むべきである。具体的には、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの連携事例を踏まえた実践的な合同研修の実施のほか、日常の業務においてもスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとが定期的に情報交換をし合う仕組みを構築することが考えられる。 また、スクールカウンセラーガイドラインにおいて、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーとが、子どもの貧困問題への取組において連携して対応すべきことを、具体例を示しつつ明確に位置付けるべきである。	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを対象とする研修会において、貧困に関する事例についての協議を行いました。 また、スクールカウンセラーガイドラインにおいて、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが、貧困に起因する問題などについてそれぞれの役割に応じて連携して対応すべきことを、項目「ＳＳＷとの連携」に明確に位置付けるとともに、具体例を加える改定を行い、令和３年３月に通知しました。
第３章　第６節　児童相談所における各業務（児童虐待対応業務を含む）について		
第１　相談受付		
意見	【相談受付（電話・インターホン対応）のマニュアルの整備について】 現在、道内８か所の児童相談所のうち、マニュアルが整備されているのは５か所にとどまっている。夜間、土日・休日における保護指導員や一時保護（虐待通告）対応協力員が適切な相談受付を行うために、今後、全ての児童相談所において、相談受付のマニュアルを整備する必要がある。	整備されていないと指摘された３カ所（帯広・岩見沢・室蘭）については、職員への研修資料等により対応していたところですが、改めてマニュアル（業務手引）を整備しました。
第６　援助方針会議		
意見	【進行管理についてのシステム構築の必要性について】 児童相談所運営指針において、特に在宅の虐待事例について現状検討の方法が言及され、また昨今、在宅の虐待事例における死亡事件が発生していることに鑑みても、在宅の虐待事例の現状検討を定期的に行うことは非常に重要である。それにも関わらず、現状では、案件管理を行っているＫＩシステムには、再検討時期を知らせるアラートのような設定は一切なく、各担当児童福祉司の進行管理に委ねられている児童相談所も散見された。多数の案件を担当する児童福祉司個人に委ねるのではなく、まさに指針において検討が求められている、在宅の虐待事例につき状況変化等のフォローのためのＩＴシステムの導入や進行管理台帳の整備等を、児童相談所ひいては本庁主導で進めていくべきである。	令和２年度から、各児童相談所に児童虐待対応の主幹職を設置するとともに、新システムを導入することにより、ケースの進行管理が出来るようになりました。引き続き、児童虐待事案の進行管理を適切に行います。
意見	【審議会の有効活用方法の検証について】 都道府県児童福祉審議会の趣旨及び児童相談所運営指針第３章第７節１⑵において「この趣旨を十分踏まえ、積極的な活用を図るとともに、取り扱いに適正を期すること」とある以上、上記実態のとおり、北海道において審議会が十分に有効活用できていない事態については検証が必要である。無論、現場における迅速な判断も重視されるべきであることから、常に原則どおり、審議会の意見をあらかじめ聴取することは困難であることは理解できるものの、審議会の専門性と客観性に着目し、さらなる審議会の有効活用方法を検証するべきである。 なお、国の社会福祉審議会児童部会の「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）」（平成２８年３月１０日）においても、子どもの権利擁護に関する仕組みとしては、子どもオンブズマンなどの第三者機関の設置が急務であるとしながらも、「本来は独立した第三者機関を設置すべきであるが、子ども福祉に限定してもなお、かかる機関の設置には時間を要すると思われるため、当座、現存する都道府県児童福祉審議会を活用し、子どもの権利擁護の役割を負わせることを構想した（以下、この機能を「子どもの権利擁護機能」という）。」とされており、審議会の子どもの権利擁護機能については、十分に活用されるよう検討がなされるべきであると言える。	児童相談所運営指針を踏まえ、北海道社会福祉審議会児童福祉専門分科会検証・処遇部会開催要領において、定期的な開催を定めており、児童相談所長が必要と判断した案件について、審議されています。 また、子どもの権利擁護に関する取組については、国の動向を踏まえ、取り組んでいきます。

	改善を要する事項	講じた措置
第７　援助（措置）		
意見	【児童の権利・自由の過度な制限につながりうるルールの有無の確認等】 道は、児童福祉施設に対する施設監査の際ないし児童福祉施設（と児童相談所）との日常のやりとりの中で、各児童福祉施設において、（実際に児童の権利・自由が過度に制限されているか否かを確認するのは当然として）児童の権利・自由の過度な制限につながりうる施設内の生活ルール・決まりなどがあるか否かについて注意を向け、このようなルールが文言上の表現のとおりに形式的に適用される危険性も考慮した上で、各児童福祉施設等との確認・協議を進めるべきである。	指導監査や施設連絡協議会の機会を通じて確認するほか、必要に応じ各児童福祉施設等と協議していきます。
第８　一時保護		
指摘	【一時保護所の定員の見直しについて】 一時保護所の定員数は、居室や静養室等の各種設備の設置要件や、人員配置の要件適合性の判断のために重要な指標である。また、定員数をもとに算出される児童相談所入所率は、児童相談所の現状を示す全国的指標のひとつでもある。 現状では、現実的に入所可能な定員を超える定員数が定められている児童相談所が存在し、定員数が有名無実化しているといわざるを得ない。 したがって、各児童相談所の設備や人員配置状況及び実際の運用状況を考慮し、現実的かつ適切な定員数が設定されるよう、定員数の見直しが行われるべきである。	一時保護所の環境整備のため、児童相談所の増改築工事を順次計画的に進めているとともに、必要に応じ定員の見直しについても検討しています。
意見	【一時保護所における静養室の整備について】 北海道中央児童相談所においては、実際の運用において２０人を超える児童が同時に入所したことはないとのことであるが、定員数が３０人とされている以上は、基準に従って静養室が設置されるべきである。 また、そもそも静養室が必置とされていない、児童３０人未満の児童相談所においても、静養室が整備されるべきである。 監査人らによる実査及び各児童相談所に対する文書照会結果によれば、上記北海道中央児童相談所のほか、室蘭児童相談所及び釧路児童相談所においても本来の静養室が他の用途に転用されるなどしており、静養室として利用される部屋が整備されていない。 静養室の使途及び有用性に鑑みれば、定員が３０名を超過するか否かをもって、静養室の要否が異なるものではない。一時保護入所児童の健康管理は道の責務であり、定員３０名未満であっても静養室が整備されるべきである。 したがって、静養室が設置されていない児童相談所においては、静養室の整備を検討すべきである。	釧路児童相談所については、令和２年度に改修工事を行い、静養室を整備しました。室蘭児童相談所については、転用を改め、静養室として利用しています。
意見	【一時保護所における学習環境の整備について】 一時保護中の入所児童が学習を行うための環境整備として、落ち着いて学習することができる学習用の部屋を整備すべきである。 また、就学児童については、原則として入所児童１名につき１個の学習机が設置されるべきである。	児童相談所の増改築工事を順次進めており、一時保護所の学習環境の整備についても併せて進めています。
意見	【一時保護所におけるエアコンの設置について】 入所児童の健康管理の側面から、児童の居室にエアコンが設置されていない一時保護所においては、エアコンを設置するための検討を速やかに開始すべきである。 エアコンの設置が実現するまでの間においては、真夏日には窓を開けるなどの柔軟な運用により、入所児童の健康管理を最優先すべきである。	一時保護児童の健康管理の観点から、帯広児童相談所の一時保護所にエアコンを設置しました。
意見	【一時保護所における児童の居室の環境整備について】 一時保護所においては、入所児童が、少しでも家庭的環境に近い環境で、安心して生活できるような環境が整備されるべきである。 外部監査人らが実査を行った各児童相談所においては、限られた空間の中で、できる限り入所児童の生活環境を維持改善しようとする努力や工夫が見られた。 他方で、入所児童の居室は殺風景とも感じられる場面があった。 入所児童の居室は、可能な範囲で家庭的環境に近付けるよう、明るい色のカーテンを設置したり、絵や花を飾ったりするなど、安全面での配慮をしつつも家庭的な環境整備に向けた努力がなされるべきである。	児童相談所の増改築工事を順次進めており、一時保護所居室環境の整備についても併せて進めています。
指摘	【一時保護所における学習権の保障について】 道内各児童相談所においては、在籍校への通学は実現していない。 憲法第２６条第１項は、すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有することを定める。 また、子どもの権利条約第２８条は、「子どもの教育への権利」を認め、同条（e）において「定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる」ことが定められている。 一時保護ガイドラインにおいても、通学に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とするものとされている。 子どもは等しく教育を受ける権利を有しており、そのことは一時保護中の児童生徒においても変わることはないことからすれば、一時保護中の児童生徒に対する通学の制限は必要最小限とされるべきであり、在籍校や北海道教育委員会あるいは市町村教育委員会との連携により、可能な限り通学の可能性が模索されるべきである。 また、在籍校と児童相談所の所在地との距離や、通学にかかる安全性確保の問題等の理由により通学が困難な場合であっても、入所児童生徒の学習支援については、より積極的な取り組みがなされるべきである。第一歩として、学習室や学習机が整備されるべきことは上述の通りである。 さらに、北海道教育委員会や市町村教育委員会と連携して在籍校の協力を得たり、教員ＯＢや教員資格を有する非常勤職員を採用したりすることにより、よりきめ細やかな個別対応を行うなど、入所児童らの学習権の保障に向けた具体的施策が講じられるべきである。	通学が困難な一時保護児童の学習権の保障、学習支援の充実を図るため、令和２年度から新たに、各児童相談所に教員ＯＢ等を学習支援員として配置する一時保護所学習支援事業を開始しました。

改善を要する事項		講じた措置
指摘	【子どもの権利ノートの配付について】 子どもの権利ノートには、守られるべき子どもの権利が明確に記載されており、入所児童が自らの権利を知るために有用であることから、子どもの権利ノートを配付していない児童相談所においては、すみやかに配付を行うべきである。	これまでも入所児童については、子どもの権利について説明を行ってきましたが、今般、子どもの権利ノートを改訂し、配付しました。
指摘	【子どもの権利ノートの記載内容について】 道が作成した「子どもの権利ノート」には、道内各児童相談所及び札幌市児童相談所の所在地及び電話番号が記載されているのみであり、一時保護所においては携帯電話の利用が禁止されていることからすれば、一時保護中の児童が、一時保護所の指導員に内容を把握されることなく外部相談機関に相談することは不可能といわざるを得ない。 したがって、子どもの権利ノートには、児童相談所以外の市町村窓口や児童福祉審議会等の外部相談機関の連絡先をあわせて記載すべきである。	改訂した子どもの権利ノートに子どもの人権110番の連絡先（全国共通・通話料無料0120-007-110）を記載しました。
指摘	【子どもの権利ノートの外国語翻訳版の作成について】 今後、日本語に通じない子どもが一時保護される機会が増加することも想定されることから、子どもの権利ノートにつき、主要な言語（英語、中国語、韓国語、ロシア語等）については外国語翻訳版も作成すべきである。	子どもの権利ノートの外国語翻訳版（英語、中国語、韓国語、ロシア語）を作成しました。
意見	【携帯電話及びスマートフォンの使用制限の見直しについて】 現代において、携帯電話やスマートフォンの利用を一律に禁止することは再考すべき時代を迎えているものと考える。 一時保護所は、入所児童にとって安心できる場でなければならないところ、入所児童にとって過度な権利制限がなされる場合には、本来一時保護所での保護を必要とする子どもが、保護を拒否するなどして、一時保護の開始が遅れる事態も想定されるところである。 他方で、携帯電話やスマートフォンの利用方法によっては、入所児童がトラブルに巻き込まれる可能性も完全には否定できないことや、過度な使用により一時保護所における生活に支障を来す可能性もまた否定できないことから、合理的な使用制限が全く許容されないものではない。 したがって、入所児童の通信の制限、とりわけ携帯電話及びスマートフォンの使用制限については、一律に携帯電話及びスマートフォンの使用を禁止するのではなく、使用可能時間や不適切な利用が確認された場合には利用を禁止するなどのルールを定めた上で、個々の具体的事案に応じて、より制限的ではない方法が検討されるべきである。	児童相談所の実態や有識者の意見のほか、全国的な動向を踏まえ、検討していきます。
指摘	【意見箱に寄せられた意見の対応方法に関するルールの明確化について】 現状では、各児童相談所には意見箱が設置されている一方で、意見箱に寄せられた意見に対する対応方法について明確なルールはない。 監査人が実査を行った児童相談所におけるヒアリングからは、意見箱に寄せられた子どもからの意見に基づいて対応が協議され、要望事項が実現に至ったり、即時の実現が困難な要望に対しては朝礼等の場において説明がなされたりした事例があることが確認された。 意見箱は、入所児童の権利が侵害されるおそれ又は侵害の事実が発生した場合に関係者に知らせるとともに、子ども達の意見や要望を知る重要な仕組みの一つである。したがって、意見箱に寄せられた意見・要望については、関係管理職が情報を共有して速やかな対応を行うとともに、対応状況について事後的な検証が可能となるよう、対応方法についての統一的なルールを明確化すべきである。	令和３年３月に一時保護所業務マニュアルを改訂し、意見の対応方法についてのルールを明記しました。
意見	【苦情解決のための第三者委員の任命について】 現状における苦情解決のための仕組みである意見箱の設置において、意見箱に入れられた意見は児童相談所長あるいは担当職員など、児童相談所内部職員が内容を把握し、対応を検討する運用とされており、外部機関に対して直接意見を述べる機能は果たしていない。 内部職員のみによる対応を前提とすれば、一時保護中の子どもが多くない場合には、意見箱に意見・要望を寄せた子どもは容易に特定され得ることから、よりセンシティヴな問題については、意見箱に意見を寄せにくいことも考えられる。 さらに、意見箱に寄せられた意見に対し、児童相談所内部のみで対応する場合、入所児童から権利侵害に関する訴えがなされるような事案であっても、権利侵害の当事者に近い立場の者が対応することとなり、客観的な立場からの検証、対応が期待しにくい。 したがって、より客観性の高い苦情解決の仕組みのひとつとして、第三者委員の任命が検討されるべきである。	国の検討状況を踏まえ、より客観性の高い苦情解決の仕組みを検討していきます。
第９　被措置児童虐待について		
指摘	【受理票及び被措置児童等虐待発生状況・対応報告書の作成について】 児童福祉法第３３条の１４、第１項では、都道府県は、被措置児童等虐待通告を受けた場合には、速やかに事実について確認するための措置を講ずるものとする、とされており、受理日時は、かかる速やかな事実確認の基準日となる重要な事実である。上記受理票の作成漏れや受理日時の記入漏れ、及び明らかな記入ミス等は、後日の手続の適正を検証する資料の不備に当たるだけではなく、速やかな事実確認の支障になりかねない。よって、受理票の作成及び必要事項の網羅は必ず履践されなければならない。 また、被措置児童等虐待発生状況・対応報告書は、虐待（と思われる行為）の概要、施設等の対応、今後の対応等が記載されるものであって、経時的に変動のある事項について記載する面があることは否定できない。しかしながら、同報告書は、どの時点においてどのような対応がなされているかを確認するための重要な徴憑となるものであるから、作成日付等は必ず記載すべきであり、作成後に生じた事実については、改めて２回目、３回目の報告書を作成することにより対応すべきである。	各（総合）振興局及び各児童相談所に対して、令和２年１２月に通知文を発出し、受理票の作成漏れや報告書の記入漏れがないよう指導しました。

改善を要する事項		講じた措置
意見	【通告期間や安否確認期間のルール化等について】 被措置児童虐待も虐待の一種であって、被措置児童等の心身等に重大な影響を及ぼす深刻な事態が生じている可能性については常に留意すべきであるし、虐待の発生から時間が経過するに従って、虐待の内容がさらに深刻化することや当該児童に与える影響が大きくなることも当然に予想される。従って、施設等からの通告や届出は直ちになされる必要がある。また、道ないし児童相談所においてかかる通告や届出を受理した場合、施設等は虐待の当事者の地位にあるのであるから、被措置児童の正確な記憶や状態を把握するためには、第三者性を有する道ないし児童相談所において可及的速やかに対応すべきものと認められる。なお、被措置児童の場合には、保護者と児童の所在場所が明らかになっていることから通常の児童虐待の場合よりも児童に対する安否確認は容易に行えるという事情も認められる。 従って、道においては、施設が被措置児童虐待を認識してから通告等を行うまでの期間、及び道ないし児童相談所がかかる通告等を受けてから児童に対する直接の安否確認を行うまでの期間について、ルール化を図る等、マニュアルに規定されている、通告や届出がなされた場合の迅速な対応が徹底されるよう必要な措置を講ずるべきである。	各（総合）振興局及び各児童相談所に対して、令和２年１２月に通知文を発出し、通告や届出がなされた場合に適正かつ迅速に対応するよう指導しました。
意見	【子どもの権利ノート記載の連絡先について】 子どもの権利ノートに記載された電話番号については、休日・夜間でも特別な操作なしで直接通話が可能な電話番号に変更する等、児童による休日・夜間の通告等が確実に伝わる体制を整備すべきである。	子どもの権利ノートに、休日・夜間でも特別な操作なしで直接通話が可能な児童相談所虐待対応ダイヤル（189）を記載しました。
指摘	【子どもの権利ノート等への葉書の添付について】 道においては、子どもの権利ノートに事前に切手を貼らずに郵送可能な葉書が添付されていない。しかしながら、このような対応は、高額な費用負担や多大な事務負担なくして被措置児童等の権利擁護に資するものであり、かつ多くの自治体においてかかる葉書が添付されているのであるから、道においても子どもの権利ノートへのかかる葉書の添付を行うべきである。	児童相談所長協議会において、子どもの権利ノートへの葉書の添付を始めとした子どもの意見表明について、検討していくこととしています。
指摘	【被措置児童等虐待マニュアルの周知、徹底について】 上記平成２９年度及び平成３０年度の被措置児童等虐待事案の中には、当時対応していた児童相談所管理職が、子ども未来推進局への報告を失念した事案、及び同じく同管理職が、児童相談所一時保護所内におけるものは被措置児童虐待の対象と認識していたが、その委託先（一時保護委託先）も該当するとの認識がなかったことから、虐待ありと認定された案件について子ども未来推進局への報告が遅滞した事案等が認められた。 また、監査人が行った児童相談所でのヒアリングにおいても、児童相談所管理職が、被措置児童虐待対応マニュアルの存在を認識していなかった事例等があり、児童相談所内において、被措置児童虐待対応マニュアルの存在と内容について、必ずしも周知徹底がなされているとは言えない状況と認められた。 言うまでもなく、児童相談所は、被措置児童虐待対策を主導し、各措置先及び一時保護委託先に対して、種々の指導を行う立場にある組織であるが、そのような児童相談所内において被措置児童虐待対応マニュアルの存在及び内容が周知されていないことは業務運営上極めて深刻な問題であると言わざるを得ない。 よって、道においては、可及的速やかに被措置児童等虐待に関する組織内研修を行うなど、被措置児童虐待マニュアルの存在と内容についての周知徹底を図るべきである。	各（総合）振興局及び各児童相談所に対して、令和２年１２月に通知文を発出し、マニュアルの周知徹底を図りました。
意見	【被措置児童等虐待対応パンフレットの配布について】 里親等への被措置児童等虐待に関するパンフレットの配布を定めた平成２１年３月の通知の趣旨は、児童福祉施設や里親がパンフレットとして常に常備し、活用できる環境の確保にあるものと理解されるのであるから、研修の実施のみならずパンフレットの配布も並行して行うことにより、被措置児童等虐待対応の周知・徹底を図るべきである。	研修や児童を措置する際に、パンフレットを配付していきます。
意見	【被措置児童等虐待案件に関する北海道社会福祉審議会への報告内容について】 虐待通告案件の中には、前記のとおり、「施設職員等からの聞き取り内容と被措置児童等からの聞き取り内容に乖離がある場合」等も多数含まれているのであって、かかる場合の虐待認定については、対象児童や対象施設関係者からのヒアリング結果はもとより、施設内児童の目撃情報その他、様々な資料を総合考慮して初めて精度の高い事実認定が可能となる。 かかる観点からすれば、被措置児童等虐待についての審議会への報告に際しては、上記「児童福祉法第３３条の１５第２項に基づく報告について」と題する書面情報のみでは、正確な判断、意見は困難であるものと言わざるを得ない。被措置児童虐待の看過は、被害児童の放置に直結する問題であって、審議会の「子どもの権利擁護機能」の実効性ある発動の見地からは、被措置児童からの聴取結果はもとより、対象施設職員や児童の目撃情報等の各種調査結果等、虐待認定の適正性についての判断が十分に可能なレベルの資料が提出されるべきである。	報告様式による書面情報だけではなく、事前に審議会部会長を訪問し、事案の説明を行うとともに、審議会当日についても、委員からの質問等に対応できる説明を行い、虐待認定の適正性の判断が十分なされるように対応していくこととしました。
意見	【虐待認定案件に関する検証・改善委員会等の開催の必要性について】 本監査の対象とした平成２９年度以降に被措置児童等虐待が認定された案件について、道では、第三者を加えた「検証・改善委員会」等が対象施設に設置される事例はなかった。しかしながら、全国的にも重大案件については第三者機関が設置されていること、及び第三者を加えた客観性、専門性のある組織による評価が実現すれば、再発防止にも多大な効果を有するものと認められること等に鑑みれば、道においても重大案件については、積極的にかかる第三者委員会の開催を推進し、再発防止に務める必要がある。	適宜、必要に応じて外部委員が参画している検証・処遇部会等を開催し、適切な対応について検討していきます。

改善を要する事項		講じた措置
意見	【児童養護施設等に対する指導監査における監査項目について】 道の児童養護施設等に対する指導監査においては、１４０以上にも及ぶ詳細な監査項目が列記されているが、被措置児童虐待に関する項目については「権利擁護に関する研修を行っているか」という項目は入っているものの、他の自治体では設定例が認められる「児童への被措置児童等虐待に関する周知を行っているか」との項目は入っていない。 被措置児童等の虐待防止の見地からは、被措置児童等虐待に関する施設側、児童側双方の問題意識の共有が不可欠であって、道の監査項目に「児童への被措置児童等虐待に関する周知を行っているか」との項目も追加することが望ましい。	令和３年度から指導監査における監査項目に追加するようにします。
第３章　第７節　児童虐待防止対策に関する個別事業についての監査結果		
第１　家庭児童相談室設置運営事業費		
意見	【予算割り付け方法の見直し】 償還協力員も家庭相談員も、報酬の財源は道の一般財源であるものの、業務実態に即した報酬の支給、業務量の適正さの把握、及びそれに基づく費用対効果の検証の見地から、「家庭相談員」の人件費については、その業務内容に応じた予算計上がなされるよう、予算割り付けの方法を見直すべきである。	家庭相談員の業務は、償還協力員と児童虐待対応協力員の業務を内包していることから、それぞれの業務実態や予算の割り付け方について検証することで、適切な家庭相談業務の取組徹底を図ります。
指摘	【相談記録の作成と保管】 家庭児童相談室における相談については、事業の有効性、効率性をＰＤＣＡの手順により検証できるようにするため、国の通知に合致するように、道の要綱等を改訂するなどして、「相談カード」その他これに準じた記録が確実に作成保管されるようにすべきである。	家庭児童相談室設置運営要領を改正し、「相談カード」の様式を定め、相談対応の内容を明確に記録するようにしました。
意見	【家庭相談員の業務内容】 相談記録の作成と保管を図ることを前提に、実際に行われている相談の数量及び内容等を把握するとともに、運営要領に規定された市町村への後方支援や要保護児童対策地域協議会への積極的な参加などの相談指導業務以外の業務についても積極的な取り組みを図った上で、家庭相談員の役割をあらためて検証し直すべきである。	今後、相談記録等により実態を把握し、検討していくこととしました。
指摘	【要綱の改訂について】 本事業の運営要綱第６については、児童福祉法の改正に伴い、家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事に関する採用要件についての引用条文が変更されるべきであるのに、改正前の引用条文のままとなっている。 家庭相談員の資格要件は、本事業の重要な事項であるのみならず、対外的には採用条件にもなっているのであるから、かかる資格要件に関する要綱上の引用条文については正しい条文に修正すべきである。	家庭児童相談室に置く職員の資格に係る根拠法（児童福祉法）の引用条文について、平成２８年の法改正内容が反映されていなかったことから、令和２年３月に正しい引用条文に修正の上、要綱を改正しました。
第２　子どもの安全・安心ネットワーク推進事業		
意見	【地域別企画検討会議の開催数について】 地域別子どもの安全・安心ネットワーク推進事業実施要領によると、地域別企画検討会議は、「児童相談所が管内保健所関係者を参集し、３回程度開催する。」とされている。 また、地域別企画検討会議は、児童相談所及び保健所の担当者が、地域の実態や課題を分析するとともに、具体的な事業推進方策を検討するために開催され、地域課題の検討に関すること、事業の進め方や役割分担に関すること、子どもの安全・安心ネットワーク推進検討会の企画、評価に関すること等について検討することとなっている。近年では、特に、各市町村において要対協が積極的、効果的な活用がなされているか、要対協が開かれていない市町村にはどのような事情があるのかなど、各市町村の要対協の運用状況について検討しており、地域別企画検討会議は、重要な会議に位置づけられている。 よって、地域別企画検討会議については、少なくとも年２回以上は開催して、要対協の積極的、効果的な活用を進めるべきである。	各地域で年２回以上開催し、地域における児童虐待防止対策の強化にむけた検討を行いました。 （令和２年１２月末時点：８か所２２回開催）
意見	【要対協の活性化について】 児童虐待に対しては、地域の関係機関がお互いに役割分担を決め、地域が一体となって取り組んでいく必要があり、各市町村において充実した要対協を開催していくことは必須である。 よって、道は、要対協の開催の有無について全市町村に対して調査を行った上で、未開催や開催回数が乏しい市町村に対しては、要対協の開催について働きかけていくとともに、意義のある会議にするため、各構成員が会議目的の理解と参加への動機付けを高めるなどの工夫を図っていく必要がある。少なくとも各関係機関の責任者（管理職）による代表者会議については年１回程度、開催すべきである。	要対協の機能強化をはじめ、市町村の児童相談対応力の強化が図られるよう支援するため、令和２年度から、各児童相談所に市町村支援担当児童福祉司を配置しました。
第３　児童虐待専門研修の実施・児童相談所職員専門研修		
指摘	【事業と研修の関係の整理】 各児童相談所の職員が、研修と事業の関係を適切に把握できるようにするため、また、研修に関する支出管理の適正を図るため、予算などの支出関係の情報を含めた研修と事業の関係を整理し、その上で、要綱等の事務文書を整理し直すべきである。	令和２年４月に、適切な予算執行管理について通知文を発出するとともに、会議を開催しました。
意見	【研修情報の一元管理と統一的な研修運営について】 道では、各児童相談所で研修の運営がなされている状況にあるが、研修内容、レベルの均一化、研修準備の効率化、及び計画的施行等の見地から、責任部署を定めた上で、統一的かつ均一的かつ計画的な事業運営を行うか、それが出来ない場合でも、本庁ないし中央児童相談所が責任部署となって、研修情報を一元管理した上で、一元化した研修情報を整理分析し、より効果的、均一的かつ計画的な研修の企画立案、各児童相談所への情報提供などを行うべきである。	令和２年度から、児童相談所を本庁（保健福祉部）の出先機関とし、これまで以上に本庁と中央児童相談所企画調整課が連携、対応していくこととしました。

改善を要する事項		講じた措置
第４　要保護児童対策連絡協議会の設置		
意見	【開催の促進】 本事業については、必ずしも毎年全児童相談所にて行われているとは言えない状況となっている。虐待の早期発見や未然防止の観点から、市町村や関係機関の連携や情報共有の強化などのため、本庁が主導的に連携を強める取り組みとして、各児童相談所に対し、協議会の開催を促すこと及び各児童相談所はアンケート結果等を分析し、より多くの関係機関の参加が期待できるような充実した協議会を開催するべきである。	より多くの関係機関が参加できるよう、要保護児童対策連絡協議会の定期的な開催について、児童相談所長協議会の場などを通じ、あらためて徹底していきます。
意見	【「子どもの安全・安心ネットワーク推進事業」との統合や整理の検討の必要性】 本事業は、「子どもの安全・安心ネットワーク推進事業」と目的、方法において重なるところが大きいことから、効率性の観点から、同事業との統合や整理も含めて検討するべきである。	要保護児童対策連絡協議会は、昨今の国や地域等の動向を共有し、対応に係る全体的な認識を共有する協議会で、一方、子どもの安心・安全ネットワーク推進事業は、より具体的な要保護児童への対応について協議・検討したり、支援力強化のための研修会や技術的支援を行う事業であることから、本協議会と両輪で実施していくことで、地域の児童虐待防止体制のより一層の充実を図っていきます。
第５　児童虐待対応プロジェクトチームの設置		
意見	【プロジェクトチームの有効活用について】 児童福祉司が児童や保護者への対応に困難を抱えている事案について、より積極的にプロジェクトチームを活用することによって、担当児童福祉司が困難事例を一人で抱え込むことのないよう負担軽減を目指すとともに、外部専門家の意見を取り入れることが望ましい。 今後、プロジェクトチームを積極的に活用し、児童福祉法第２８条案件以外の事案もプロジェクトチーム会議における議論の対象とされ、専門的見地からの提言を踏まえた対応がなされることが期待される。	今回の外部監査意見を児童相談所に周知し、引き続き、必要な事案については、積極的にプロジェクトチームを活用することとしました。
第６　子ども未来づくり市町村支援総合相談・研修事業		
意見	【実態に見合った予算計上の必要性】 道における財政上の制約が存在することにやむを得ない側面があるとはいえ、必要な費用の執行ができなくなる事態を避けるため、従前の事業実績から想定される必要な費用に関しては、極力、当初予算段階から実態に見合った金額を計上できるよう、今後の本事業の予算計上にあたっては増額も含めて十分に検討すべきである。	予算計上については、事業実績等を踏まえながら、適切な予算計上について検討していきます。
第７　児童虐待法的対応機能・医療的対応機能強化事業		
意見	【医療的対応機能強化事業の実施の在り方について】 北海道における医療的対応機能強化事業の利用は極めて低調と言わざるを得ない。しかし、「児童虐待防止対策支援事業の実施について」（厚生労働省　雇児発０７２７第２号 平成２８年７月２７日）によると、「医療的機能強化等事業」としては、① 医療的機能強化事業　② 児童虐待防止医療ネットワーク事業　③ 地域の医療機関への研修等事業の「いずれかの事業を実施することとし、複数の事業を組み合わせて実施することが望ましい。」とされている。また、令和２年度概算要求では医療的機能強化事業の拡充が盛り込まれている（補助基準額を１自治体当たり７，８４２千円に引上げ）ことからも、この事業の必要性が認識されているところであり、医師や大学教授など必要な人材の確保についての関係機関への協力依頼、また、上記②や③を含めた事業としての実施の在り方について検討を行うべきである。	事業内容について、運用しやすいものとなるよう引き続き、国に要望していきます。
意見	【法的対応機能強化事業の実施の在り方について】 法的対応機能強化事業については、国庫補助に係る基準額（児童相談所１か所当たり７，８２２，０００円）に比べ実績は大幅に乖離しており少額すぎる。法的機能強化が叫ばれている中、道の児童相談所には常勤の弁護士は勤務しておらず、国の政策意図を十分に反映しているとは言い難い状況である。試験的に常勤化の試み等を含め、弁護士を有効に活用する施策を検討すべきである。	弁護士の助言等をより多く得られるよう、令和２年度から、嘱託弁護士の勤務回数が、児童相談所１か所当たり月１回から月４回となるよう事業予算を拡充し、法的知見を必要とする事案により細かく対応できるようにしました。
指摘	【法的対応機能強化事業に係る予算執行について】 平成３０年度の法的対応機能強化事業における業務の実施及び予算執行について、室蘭児童相談所の嘱託弁護士については、出勤簿及び内訳（領収）書における勤務日数と契約単価から計算される報酬額と執行済額に差異が生じており、執行金額に誤りがある。出勤簿及び報酬・賃金台帳を整備し、それらの根拠に基づき適正な金額の予算執行を実施すべきである。	出勤簿及び報酬・賃金台帳について、適正に管理していきます。
第８　里親総合支援事業		
意見	【北海道里親推進等検討会の開催について】 北海道里親推進等検討会は、里親総合支援事業の実施にあたり必要な助言・指導、道における里親制度の推進等に関する年間の目標の設定、達成度の検討などを、大局的観点から議論することが予定されており、重要な検討会と位置づけられる。 よって、北海道里親推進等検討会は、少なくとも年１回は開催するよう努める必要がある。	令和元年度以後、検討会を年１回以上開催することとし、令和２年度については、８月６日に開催しました。
第９　児童家庭支援センター運営事業		
指摘	【業務委託料の支出について】 「業務委託料」など、契約上書面による事前承認が必要とされている再委託に該当する費目の支出について、書面による事前承認なく認めるべきではない。実質的に再委託に該当しない支出なのであれば、項目の記載を変更させるべきである。	令和２年度の委託に当たり、費目の修正について指導しました。
指摘	【費目の流用について】 委託契約書上、「人件費」と「事務費」との間の流用は、いずれか低い額の３０％を超える場合には、あらかじめ書面申請で承認を受けなければならないところ、本件では、かかる承認手続きが履践されていないにもかかわらず概算払いを認める扱いがなされていた。契約書に規定された所定の手続きは、必ず履践するべきである。	適切な流用申請等所定の手続に漏れがないよう指導しました。

改善を要する事項		講じた措置
意見	【夜間対応のための人件費について】 児童家庭支援センターは、その設置趣旨からして、児童虐待等の緊急性が高く、また専門的な知識及び技術を必要とする相談に対応する職責を有しているのであるから、夜間等の緊急の相談に対応できる人員体制の整備は不可欠である。 よって、「夜間等の緊急の相談に対応できる人員体制」が確保されるよう、予算段階において夜間対応のための人件費の計上を適切に行うべきである。	引き続き、適切な予算計上について検討していきます。
意見	【児童家庭支援センターに対する予算計上について】 各児童家庭支援センターの相談等の実績や心理療法等を担当する職員の雇用形態等の具体的必要経費を精査し、地域性等も考慮した上で、夜間対応のための人件費等を含め、各児家センの個別具体的実績に即した予算付けを再検討すべきである。特に、常勤の心理療法等を担当する職員に対する人件費の支出がなされている児童家庭支援センターについては、国の補助金基準に沿った加算を優先的に再検討すべきである。	各児童家庭支援センターの実績を参考に、引き続き、適切な予算計上について検討していきます。
第１０　ふれあい心の友訪問等援助事業		
意見	【メンタル・フレンドに対する研修の充実】 保健福祉部に対するヒアリングにおいて、メンタル・フレンドの募集時には実施要領等を使って説明し、実際に派遣する際に、個別事情の打合せの中で、メンタル・フレンドの役目や、当該事案における留意事項の打合せを行う旨を確認した。しかし、被虐待など複雑な事情が背景にあり得る昨今のひきこもり児童等に適切に対応するためには、不用意な発言や質問を回避する見地等からも、児童相談所の業務概要のみならず、メンタル・フレンド事業に特化した研修資料を用いた充実した研修が必要と思料する。実際に、東京都においてメンタル・フレンドに登録するためには、２日間の研修の受講が必須とされているなどの事例も確認された。また、メンタル・フレンドについては一定の質の確保が当然に必要になるのであって、各児童相談所における研修レベルや研修内容の格差等が生じないような配慮、及び研修カリキュラムや資料の統一化による業務量の低減への配慮等も必要となる。 そこで、研修資料の作成等を各児童相談所に全面的に委ねることなく、中央児童相談所内の企画調整課及び本庁が主導して作成、共有することを始めとして、メンタル・フレンドに対する研修を充実させていくべきである。	令和２年度から、児童相談所を本庁（保健福祉部）の出先機関とし、これまで以上に本庁と中央児童相談所企画調整課が連携、対応していくこととしました。
意見	【広報の充実の必要性】 本事業については、各児童相談所でのメンタル・フレンドの登録派遣数が多いとはいえない状況であるところ、広報については、各児童相談所がホームページ上で紹介及びメンタル・フレンドの募集を行っている。各児童相談所のホームページ上の情報量は、メンタル・フレンドについての簡単な説明があるのみであり、十分とは言い難い状況である。なお、簡易なパンフレットがホームページ上で確認できたのは、釧路児童相談所のみである。 例えば、岩手県のホームページでは、メンタル・フレンドに求められる資質や申込手続について詳細に記載されたパンフレット及び申込書がダウンロードできるようになっている。道においても、各児童相談所のホームページからパンフレットや申込書がダウンロードできるようにするなど、広報の充実を図り、応募しやすい環境を整えるべきである。	北海道立児童相談所ホームページにおいて、メンタルフレンドについて掲載しているほか、岩見沢児童相談所等のホームページにおいてもパンフレットを掲載しました。
指摘	【ボランティア保険の保険料の計上について】 メンタル・フレンドを対象としたボランティア保険に加入するとされているところ（道実施要綱５⑸）、平成２８年度については２児相（旭川児童相談所及び室蘭児童相談所）において、平成２９年度については１児相（岩見沢児童相談所）において、保険加入依頼書自体は確認できたが、支出を確認できる資料としては、室蘭児童相談所から「役務費」内「児童相談所及び一時保護所費」内「手数料」に保険料支出が計上されている旨の報告書の提出があったのみであり、旭川児童相談所からは支出を計上している項目の報告のみがあり、岩見沢児童相談所からは報告自体がなかった。 この点、決算調において、【２３３－９９０４２８】節：役務費１２、事業名：児童虐待防止対策推進事業費（児童虐待・DV補助金）、経費名：通信運搬費、細目等：メンタルフレンド事業（保険料含）という細目が設定されていることから、同細目に保険料が計上されてしかるべきである。それにも関わらず、同細目への計上はなく、また、室蘭児童相談所からの報告書によれば、一般の他の項目と合算して計上される「手数料」へ計上したというものであり、現状、保険料の支出区分が適正に行われたものとは認められない。 今後の検証のためにも、本事業における保険料については、「メンタルフレンド事業（保険料含む）」の適切な細目に計上するべきである。	令和２年４月に、保険料が適切な細目に計上されるよう整理した予算配当及び執行に関する整理票を作成済みであり、適正な予算執行管理を実施しています。
第１１　未成年後見人支援事業		
意見	【本事業にかかる対象者の把握及び周知の徹底について】 本事業は、児童相談所で支援を受ける児童らにとって、未成年後見人にかかる報酬の負担を軽減あるいは免除することにより、未成年後見人による援助を受けることを可能とするものであり、有意義な事業である。 平成３０年度において、本事業にかかる補助金交付申請がなされたのは、４件にとどまる。 本事業の対象となる被後見人は、児童相談所長の申立により未成年後見人が選任された被後見人のうち一定の要件を満たす者である。保健福祉部からのヒアリング結果によれば、本事業の周知は、児童相談所から各未成年後見人になされているとのことである。 他方、保健福祉部において道内各児童相談所長による家庭裁判所への未成年後見人選任申立件数は把握していないとのことであった。 本事業の有用性を考慮すれば、本事業の対象となり得る未成年被後見人につき、保健福祉部においても申立件数等の実態を把握した上で、本事業の周知を徹底すべきである。	本事業の実績は年々増加傾向にあり、児童相談所や施設等を通じて周知も進みつつありますが、引き続き、実態を把握し、周知方法について検討していきます。

	改善を要する事項	講じた措置
第１２　児童相談所カウンセリング体制の強化		
意見	【本事業の需要に応じた嘱託医の出勤回数の検討】 本事業にかかる嘱託医の出勤回数と比較して本事業の実施者数が多くなっている児童相談所については、当該地域における本事業の需要に応じて、嘱託医の出勤回数を増加させることも検討すべきである。	各児童相談所の実態に即したカウンセリング事業の推進について、引き続き検討していきます。
第１３　児童虐待対応基盤整備事業		
指摘	【児童虐待対応基盤整備事業における予算設定と決算調の齟齬について】 児童虐待対応基盤整備事業は道独自の事業であり、国による児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業補助金の対象外である。しかし、決算調によれば、公用車の使用料は「児童虐待防止対策推進事業費（児童虐待・ＤＶ補助金）」の「借上料－リース車」の科目で帯広児童相談所に予算が記載されており、財源に齟齬が生じている。 また、同じ「借上料－リース車」には帯広児童相談所のほかにも、中央児童相談所と室蘭児童相談所にも予算額が記載されており、どれが児童虐待対応基盤整備事業に係るリース車に係るものなのかを判別することができない。 予算配当計画と決算調においては児童虐待対応基盤整備事業が特定できるように記載を行うべきである。	令和２年４月に、事業毎の予算・決算が区別できるよう整理した予算配当及び執行に関する整理票を作成し、適正な予算執行管理を実施しています。
意見	【公用車に係る予算設定及び実際の支出額の費目の使用方法について】 児童相談所における車輌は、限られた予算制約の中で特に配備が必要な資産である。このため、車輌に係る予算及び決算の集計については、車輌の使用に係るコスト総体を明瞭に把握してベネフィットとの比較考量を実施する観点から、本事業の対象となっているリース車輌を含む公用車全体について総合的に把握しうる様、予算設定及び実際の支出額の費目の使用方法について、整理を行うべきである。	令和２年４月に、事業毎の予算・決算が区別できるよう整理した　予算配当及び執行に関する整理票を作成済みであり、適正な予算執行管理を実施しています。
指摘	【公用車の整備について】 児童相談所においては、相談受理件数の増加、虐待案件での緊急対応、及びいわゆる「４８時間ルール」の適用により、緊急性の高い事案に対して迅速に安否確認等を行う必要があり、移動手段としての車輌は業務上不可欠の資産である。各児童相談所における車輌の稼働率も非常に高く、児童福祉司の増員や業務量の増加が見込まれる中、その配備については喫緊の課題であると考えられる。従って、取得、リース、レンタル（今後はカーシェア等も考えられる）等の調達手段における利便性と経済合理性を比較考量して、現有車輌の取替を含めた計画的な予算措置を検討し、必要と認められる児童相談所については車輌を増車すべきである。	令和元年度及び令和２年度に各児童相談所に１台ずつ、公用車を増車しました。
第３章　第８節　児童相談所の予算及び決算について		
意見	【児童相談所の予算・決算に係る本庁における管理体制について】 本庁は、各児童相談所の支出負担行為整理簿を会計システムにより適時に参照することができないため、それぞれの事業目的に従って予算が有効かつ効率的に執行されたかのチェックを行い、その結果を検討した上で、次年度の予算設定に反映させるＰＤＣＡサイクルを構築することには支障があると考えられる。従って、本庁において各児童相談所の「支出負担行為整理簿」を会計システム上で確認できるよう、会計システムを改修するか権限設定を改める、もしくは、定期的に「支出負担行為整理簿」を本庁へ提出させてその執行状況を確認し、問題が見られた場合には修正を行うなどの予算管理を実施すべきである。	本庁及び児童相談所において、予算配当及び執行に関する整理票を用いて予算執行管理を行うなど、適切な予算管理を実施しています。
指摘	【支出負担行為整理簿の適正な整備について】 今回の包括外部監査において、「決算調」の各費目に対応する平成３０年度分の支出負担行為整理簿の提出を求めたところ、支出負担行為整理簿が紙媒体により保存されていないものが多数見受けられた。また、過年度分の支出負担行為整理簿は各児童相談所においては再出力ができないことが判明した。このため、「決算調」に記載された予算執行の実績額について、その個別の取引内容を確認することができなかった。このことは、監査を含めたＰＤＣＡに重大な支障がある問題であり、内部統制の不備と言える。 従って、支出負担行為整理簿は、必ずしも紙媒体による必要はないものの、各児童相談所において全ての関係費目について漏れなく出力し保管すべきである。	支出負担行為整理簿の保管を含め、適正な予算執行管理を実施しています。
指摘	【「保健医療福祉行政の主な施策」の事業項目と、それらに係る予算配当及び決算額の関連性の確保について】 「保健医療福祉行政の主な施策」の記載内容は道民に対して実施する事業が予算額とともに公表されているものであり、道民にとってはその執行を約束していると理解されるものであるから、その実施状況を適切に説明しうるよう、「決算調」における予算と決算の科目は、「保健医療福祉行政の主な施策」の各事業項目との関連性が明確になるように集計を行うべきである。	本庁及び児童相談所において、予算配当及び執行に関する整理票を用いて予算執行管理を実施しており、適正に集計を実施しています。
意見	【「保健医療福祉行政の主な施策」の実績に関する情報公開について】 「保健医療福祉行政の主な施策」では各事業に関する予算を公表しているが、年度終了後の実績の開示は行っていない。道は施策の実施結果に関する説明責任を有していると考えられることから、「主な施策」に係る予算の執行状況の実績額を開示し、施策の進捗状況や予算との差異、また、これまでの成果を今後の施策にどのようにつなげるかを説明するなど、定性的・定量的な情報公開を積極的に行うべきである。	「保健医療福祉行政の主な施策」については、道民生活に密接に関わることから、よりわかりやすく道民に周知するために、ホームページにおいて公表するとともに、政策評価に関しては、北海道政策評価条例に基づく全庁的な取扱いの下、積極的に情報公開をしています。
指摘	【決算調の適正な作成について】 道の児童相談所において、決算調は予算配当や予算執行の資料として使用されている重要な会計資料であるが、作成、検証、報告及び承認等に関する手続が特に定められていない。また、科目区分も「保健医療福祉行政の主な施策」に区分された事業に対応したものとなっていない。そのようなことから、決算調の金額は、支出負担行為整理簿と不一致を来しているとともに、「保健医療福祉行政の主な施策」の事業毎に見た場合、決算調の数値には多々の不整合が生じている。 よって、道においては、決算調の作成手続を明確化するとともに、決算プロセスにおいて、決算調が支出負担行為整理簿から正しく転記され、両者の金額が一致していることを確認すべきである。	令和２年４月に、支出負担行為整理簿と整合する予算配当及び執行に関する整理票を作成済みであり、適正な予算執行管理を実施しています。

	改善を要する事項	講じた措置
第３章　第９節　教育庁における児童虐待対策関連事業について		
意見	【教育庁の施策における児童虐待への対応の位置付けについて】 北海道総合計画（２０１６年度～２０２５年度）において「児童虐待のない社会の実現」に言及がなされているものの、教育庁における施策として、北海道総合教育大綱や北海道教育推進計画において児童虐待への具体的施策に踏み込んだ記載は見られない。 さらに教育庁の予算において、児童虐待対応及び子どもの貧困対策に共通する施策にかかる予算費目としてスクールソーシャルワーカー活用事業、スクールカウンセラー活用事業及び道立高校スクールカウンセラー活用事業が挙げられているが、児童虐待への対策に特化した予算費目はない。 上述の通り、児童虐待防止法においては、虐待の早期発見、虐待を受けたと思われる子どもの通告、虐待の予防・防止や虐待を受けた子どもの保護・自立支援に関する関係機関への協力及び虐待防止のための子ども等への教育に努めることは学校・教職員の義務とされている。 道は、学校における児童虐待対応の取組をさらに推進するため、道の教育施策において児童虐待への対応を積極的に位置付け、学校現場の指針となり得るような、より具体的な施策を定めるべきである。	児童虐待に関しては、虐待が疑われる場合は児童相談所に通告すること、通告の判断に迷った場合や緊急でない場合も市町村の虐待対応担当課に連絡することなど、学校における対応について周知しているところです。 なお、解決に向けては学校や教育委員会のみでの対応は困難であり、福祉部局との連携が重要であることから、令和２年度に、福祉部局との連携等の対応に関する教職員向けのリーフレットを作成し、学校の研修において活用するよう通知しました。
指摘	【一時保護中の在籍校における出席の取扱いについて】 児童相談所等における一時保護中の児童生徒について、在籍する学校での出席あるいは欠席の取扱いについて、現状では在籍校校長の裁量に委ねられていることから、同じ一時保護所で学習している児童でも、在籍校の違いによって出席と扱われたり、出席停止と扱われたりするなど異なる取扱いとされる可能性が否定できない。 したがって、教育庁は、早急に一時保護中の児童の出席扱いの有無について実態を把握すべきである。 また、一時保護中の日数につき欠席扱いとされることは、義務教育期間においては進級の問題は生じないものの、進学や就職において不利益に働く可能性を完全には否定できない。 そもそも文部科学省において、かかる一時保護中の児童に対する出席扱いを定めたのは、「児童相談所の一時保護所で一時保護が行われている児童生徒の中には、当該施設において、相談・指導を受け、学校における学習活動に遅れが生じないように努力している者もいる。このような者の努力を学校として評価し支援するため」とされているのであるから、一時保護中の児童生徒相互間において、出席扱いの有無について不平等が生じないように、出席扱いについて適切な措置がなされるべく、各学校に対して運用基準の指導、周知を徹底すべきである。なお、その際には一時保護所では午前中は学習指導、午後はスポーツ等のプログラムが組まれるなど、一定の教育指導の時間が確保されていることを考慮し、学習困難や学習放棄等の特別な事情がない場合には、一時保護中の期間は原則として出席扱いとすることが望ましいというべきである。	令和２年７月１日付け教生学第２０２号「『学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き』の改訂について」を通知し、国の作成した手引に基づき、一時保護所等での相談・指導を受けながら学習する児童生徒について、一定の要件を満たす当該施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることについて指導しています。 また、令和２年８月１９日付け事務連絡「児童虐待対応に係る資料について」において、一時保護になった場合の出欠の取扱いについて指導しているほか、学校に対し、一時保護期間及び出席の取扱いを記載するよう指導し、適宜報告において確認することとしました。
意見	【一時保護中の児童生徒に対する教育庁における学習権の保障について】 憲法第２６条第１項は、すべての国民がひとしく教育を受ける権利を有することを定める。 子どもが教育を受ける権利を有していることは、一時保護中の児童生徒であっても変わることはない。一時保護中の児童生徒に対する学習権の保障のため、教育庁においては、児童相談所に対して教員ＯＢの派遣を検討するなど、上記文部科学省通知による一時保護の期間が出席扱いとされるための目安を満たすことができるよう、一時保護中の児童生徒に対する学習権の保障に向けた具体的取組みを検討すべきである。	令和２年７月１日付け教生学第２０２号「『学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き』の改訂について」を通知し、国の作成した手引に基づき、保護期間中の幼児児童生徒の学習機会の充実のため、児童相談所や一時保護所等と教育委員会・学校とが連携して必要な対応をするよう指導しています。
意見	【要対協への関与及び実態把握について】 道立学校の生徒に関する事案にかかる要対協には、できる限り関与すべきである。具体的には、ケース会議には、在籍校関係者が出席すること等が考えられる。また、代表者会議には教育庁担当者が出席することが望ましいというべきである。 また、市町村立学校の児童あるいは生徒に関する事案にかかる要保護児童対策地域協議会への関与について、教育庁はその実態把握に務めるとともに、市の教育委員会、その他所轄する教育機関に対して、積極的な参加を促すべきである。	令和２年７月１日付け教生学第２０２号「『学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き』の改訂について」を通知し、国の作成した手引に基づき、要保護児童対策地域協議会への参画の重要性を理解するとともに、要保護児童対策地域協議会から要請がある場合は出席し、連携を図るよう指導しています。
意見	【スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの児童虐待への取組について】 教育庁は、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの業務として虐待対応をより明確に位置づけ、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーもまた虐待対策に積極的に取り組むよう指導、援助等を行うべきである。 特に、児童虐待が疑われる場合の対応や、一時保護中の児童生徒に対する学校としてのサポート体制のあり方の検討、措置後在籍校に復帰した児童生徒に対する対応について、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーが連携しつつ積極的な役割を果たすことが期待される。 上記観点から、スクールソーシャルワーカーガイドライン及びスクールカウンセラーガイドラインにおいても、虐待対応の具体例を示すとともに、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーが連携して虐待対応に取り組む方針及び具体的手法を明確に提示することが望ましい。	スクールカウンセラーガイドライン及びスクールソーシャルワーカーガイドラインにおいて、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーがそれぞれの役割に応じて連携して虐待対応に取り組む方針と具体的手法を加えるなどの改定を行い、令和３年３月に通知しました。 今後も必要に応じてガイドラインの改定を行い、虐待対応に取り組む方針や具体的手法を明確に提示してまいります。

改善を要する事項		講じた措置
第３章　第１０節　警察本部の事業について		
意見	【児童相談所への警察官の配置について】 　児童相談所に警察官を配置することについて、警察が捜査を優先するあまり子どもの福祉が後退するのではないか、また道内全ての児童相談所に警察官を配置することは警察のマンパワーの観点から困難ではないかなど、慎重な意見がある。 　他方、児童相談所に警察官を配置することは、警察との連携の強化、児童虐待通告対応における警察実務の経験に基づく技術や知識の活用、攻撃的な保護者と面接する際における児童相談所職員の安全確保といった効果が期待される。警察官が配置されている全国の児童相談所においては、警察との連絡調整や児童相談所職員に対する指導、児童虐待防止法第９条の３に基づく臨検・捜索の裁判官の許可状請求の事務を担わせているところが多い。下記表のとおり、警察本部は、毎年、一定数の援助要請を受理していることから、警察本部の警察官が道の児童相談所に常勤することによって果たす役割は大きいといえる。 　また、「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」（平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）によれば、児童相談所の抜本的な体制強化として、「児童相談所に警察職員や警察ＯＢの職員配置を進めること」が挙げられている。 　そこで、道と警察本部は、道の児童相談所に警察官を配置することの要否、課題等についての検討を早急に開始するべきである。	警察庁通達「児童の安全確保を最優先とした児童虐待への対応について」に基づき、所管部局から警察官の配置等について相談がなされた場合には、警察官を配置することの要否、課題等について、積極的に協議等を行うなど組織的に対応していきます。
意見	【少年サポートセンターとの連携の強化について】 　通達や児童虐待事案への対応要領には、児童虐待の被害児童の支援に関して、警察と少年サポートセンターの役割が詳細に定められていること、また道においては児童虐待通告の50％以上が警察による通告であり（第６節第１「７　児童相談所における児童虐待相談の経路別件数」参照）、警察本部が初期段階から児童虐待事案に関わることが多いことに鑑みると、警察本部は、児童虐待の被害児童の支援に関して、少年サポートセンターとの連携をもっと強化すべきであり、少年サポートセンターにおいても児童虐待の被害児童に対する継続的支援にもっと力を注ぐべきである。 　また、児童虐待の被害児童からの事情聴取についても、少年サポートセンターの職員の立会いの機会はないということであるが、被害児童の人権保障の観点からは、少年サポートセンターの職員による立会いを積極的に行うべきである。	少年サポートセンターでは、性的虐待など司法面接案件として刑事部門で取り扱う被害児童に適切な支援を行えるよう、被害児童をもれなく抽出し、アウトリーチな支援を行うため刑事部門と情報共有の徹底と連携を強化しています。 　また、司法面接案件以外の事案についても、人身安全対策課虐待対策係と連携して被害児童やその保護者に対し支援を行うため情報共有を図っていきます。
指摘	【保護室の課題について】 　北海道警察保護取扱規程第２６条第２項は、児童相談所長の委託を受けて児童の一時保護などを行う場合、その委託児童を「一時収容する場所は、保護室とする。ただし、やむを得ないときは、警察署内の宿直室、休憩室等当該児童、少年等の収容に適当と認められる施設を用いることができる。」と規定しており、一時保護した児童を一時収容する場所は、原則、保護室であるとしている。 そのため、現場のような運用は、同条項に抵触するおそれが高い。また、国の保護取扱要綱第２２条第１項第１号及び「保護取扱要綱について」第３の６（１）によれば、一時保護した児童については、その性格、年齢等からみて保護室のふん囲気になじまない者もあるので、これらについては少年補導室、宿直室、休憩室等において保護するよう配意するように求めており、原則、保護室であると規定した北海道警察保護取扱規程第２６条第２項は、国の保護取扱要綱とも抵触する可能性がある。 　よって、道警察は、一時保護した児童を一時収容する場所として適切な保護室を新たに設置するか、若しくは北海道警察保護取扱規程第２６条第２項の規定を改正するなどを検討するべきである。	北海道警察保護取扱規程を令和２年６月１日付けで改正し、一時保護した児童の一時収容場所を、原則、宿直室・休憩室とし、保護室は使わないよう配慮義務規定を新たに設けました。